

野生きのこ類の出荷及び採取の自粛について

平泉町内で採取された「野生きのこ類(アマタケ)」の放射性物質濃度の精密検査を、岩手県に依頼し施したところ、国が定める一般食品の基準値(100Bq/kg)を超過したことにより、10月10日付けで岩手県農林水産部長より平泉町長に対し、平泉町で産出される野生きのこ類について、出荷及び採取の自粛の要請がありました。

流通関係者の皆様方には、販売に供するための町内産の野生きのこ類の採取及び産直等での販売取扱を自粛されますようお願いするとともに、町民の皆さまにも、採取・取扱にあたって県等が公表している放射性物質検査の結果を参考とするなど、十分注意をお願いします。

なお、基準値を超過した検体は「アマタケ」ですが、出荷及び採取の自粛対象は、野生きのこ類すべてとなります。

平成24年度「野生きのこ(町内産)」の放射性物質濃度測定結果

| 種類 | 採取場所 | 測定日 | 結果(Bq/kg) | | | 備考 |
|--------|------|-------------------|-----------|--------|-------|----|
| | | | Cs-134 | Cs-137 | Cs 合計 | |
| アマタケ | 平泉 | 平成 24 年 10 月 10 日 | 370 | 220 | 590 | ※1 |
| エゾハリタケ | 平泉 | 平成 24 年 10 月 11 日 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | ※2 |

※1)ゲルマニウム半導体検出器により県が測定。(岩手県環境保健研究センター)

※2)シンチレーション型核種検出器により町が測定。

(参考)野生きのこの出荷制限等の対象区分について(林野庁の事務連絡などより)

野生きのこは多くの種類があるが、個々の種類ごとの放射性物質の吸収について明確な知見が得られないところであり、また、区分を設けることにより一般採取者及び消費者等に誤解が生じないように、出荷制限等の対象は、「野生きのこ」の種類ごとではなく、「野生きのこ」全体を対象に指示されている。

【問い合わせ先】

平泉町役場農林振興課 TEL 0191-46-5564